

農業振興地域整備計画変更理由書

1 市町村農業振興地域整備計画を変更することが必要な理由(法第 13 条第 1 項)

該当するもの全てに○を記入

<input type="checkbox"/>	基本方針の変更	<input type="checkbox"/>	農業振興地域の区域の変更	<input type="checkbox"/>	基礎調査の結果	<input checked="" type="checkbox"/>	経済情勢の変動その他情勢の推移
--------------------------	---------	--------------------------	--------------	--------------------------	---------	-------------------------------------	-----------------

2 農用地利用計画の変更

案件番号	変更区分	用途区分 (前→後)	土地の所在・地番	面積 (㎡)	変更理由	根拠法令等 (除外の場合のみ)	備考
1	編入	編入 → 農地(田)	えびの市大字大河平 字丸岡 2593-2 ほか 1 筆	1,057.00	県営農地中間管理機構関連農地整備事業 (上大河平地区)の対象地とするため。	—	
2	編入	編入 → 農地(畑)	えびの市大字浦 字桃ヶ迫 471-15 ほか 2 筆	211.00	農業競争力強化農地整備事業(上浦地区) の対象地とするため。	—	
3	編入	編入 → 農地(畑)	えびの市大字灰塚 字四日市 330-1 ほか 4 筆の一部	2,742.00 のうち 2,432.49	県営畑地帯総合整備事業(灰塚地区)の対 象地とするため。	—	

4	編入	編入 → 農地(畑)	えびの市大字 西長江浦字内丸 514 ほか 5 筆	4,907.00	県営畑地帯総合整備事業(長江浦地区(西長江浦上)の対象地とするため。	—	
5	編入	編入 → 農地(畑)	えびの市大字 大河平字棚落 3679-21 ほか 4 筆	1,847.00	県営畑地帯総合整備事業(大河平地区(大河平1期)の対象地とするため。	—	
6	編入	編入 → 農地(畑)	えびの市大字 大河平字宮内 3201-5 ほか 19 筆 の一部	25,147.00 のうち 22,450.00	県営畑地帯総合整備事業(大河平地区(大河平2期)の対象地とするため。	—	
7	編入	編入 → 農地(畑)	えびの市大字 大河平字平蔵ヶ野 2453-6 ほか 10 筆	12,249.00	県営畑地帯総合整備事業(大河平地区(大河平3期)の対象地とするため。	—	
8	編入	編入 → 農地(畑)	えびの市大字 大河平字桜野 2247-1 ほか 32 筆 の一部	21,501.00 のうち 21,466.00	県営畑地帯総合整備事業(大河平地区(大河平4期)の対象地とするため。	—	
9	除外	農地(田) → 除外	えびの市大字 湯田字古川 73-2	431.00	重機等の駐車場及び資材置場設置のため。要件については別紙のとおり。	法第 13 条 第 2 項	
10	除外	農地(畑) → 除外	えびの市大字 榎田字丸尾 583-41 ほか3筆	15,734.41	植林のため。要件については別紙のとおり。	法第 13 条 第 2 項	

11	除外	農地(畑) → 除外	えびの市大字 原田字中須 4133-1 の一部	5,612.00 のうち 1,140.00	太陽光発電設備の設置のため。要件については別紙のとおり。	法第 13 条 第 2 項	
12	除外	農地(畑) → 除外	えびの市大字 末永字馬渡 3357-2	991.00	非農地として判断された土地であるため。	法第 10 条 第 3 項 非該当	
13	除外	農地(畑) → 除外	えびの市大字 大河平字栗木瀬戸 4383 ほか 2 筆	3,198.00	非農地として判断された土地であるため。	法第 10 条 第 3 項 非該当	
14	除外	農地(畑) → 除外	えびの市大字 榎田字丸尾 594-12 の一部	3,227.00 のうち 62.59	国が設置した浄水施設用地。 (開発許可不要な施設用地)	法第 10 条 第 3 項 非該当	

* 「変更区分」欄には、編入、用途変更、除外のいずれかを記入する。

* 「用途区分」欄には、編入の場合は「編入→○○」、用途変更の場合は「○○→○○」、除外の場合は「○○→除外」など変更前後の用途区分を記入する。

* 「変更理由」欄には、編入及び用途変更の場合は変更理由を、除外の場合は変更理由及び除外することを適当とした理由を記入する。

* 「根拠法令等」欄には、転用目的の除外は「法第 13 条第 2 項」、農用地区域に含まれない土地の除外は「法第 10 条第 4 項（及び施行令第 8 条第 1 項の該当する号、施行規則第 4 条の 5 第 1 条の該当する号）」、非農地決定・許可不要の開発行為により整備されたもの・基礎調査等の結果により確保不要と判断した土地の除外は「法第 10 条第 3 項非該当」を記入する。

3 農用地利用計画以外の変更

変更箇所	変更内容	変更理由	備考